

学校等施設のブロック塀などの安全点検の状況について

【留意事項】

各学校、市町又は施設の職員（一級建築士などの資格を有しないもの）が、建築基準法に基づく法定点検に準じるなどの方法により緊急的に行ったものであり、今後の有資格者の現地調査等により、結果が変更となることがあり得る。

I 公立学校施設（教育委員会）

資料提供

平成30年7月3日

課名：教育委員会 施設課

担当者（県立学校）（市町立学校）

管財係長 企画助成係長

矢鋪英之 前安井精次

内線：4943 4942

直通電話：082-228-2162

1 県立学校施設のブロック塀等^{※1}の点検結果

※1 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀

（単位：施設）

区分	対象施設数	ブロック塀等を有する施設数	点検結果				判定困難 ^{※4}
			適 ^{※2}	不適 ^{※2,3}	耐震対策 ^{※3}		
					劣化・損傷 ^{※3}		
中学校	3	0	0	0	0	0	0
高等学校	83	56	0	54	54	38	2
特別支援学校	17	4	0	3	3	3	1
合計	103	60	0	57	57	41	3

※2 1施設につき、複数の塀があり、部分的に「不適」の箇所がある場合も「不適」に区分している。

※3 1施設につき、「耐震対策」と「劣化・損傷」いずれも「不適」のものがあるため、合計と内訳の計が一致しない。

※4 鉄筋補強の有無に応じて判定基準が異なるが、緊急点検の時点ではその有無が確認できなかったことから、適・不適の判定が困難であったものなど

2 ブロック塀等^{※1}の不適の内訳（県立学校施設）

※1 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀

（単位：施設）

区分	判定基準		施設数 ^{※2}
	補強コンクリートブロック造	組積造	
耐震対策の状況			57
塀の高さ	地盤から2.2m以下	地盤から1.2m以下	13
塀の厚さ	10cm以上（高さが2m超の場合は15cm以上）	壁頂までの距離の1/10以上	6
控え壁	塀の長さ3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設置	塀の長さ4m以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁を設置	50
基礎	コンクリートの基礎を設置	基礎を設置	21
鉄筋	・直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋 など ・基礎の根入れ深さが30cm以上（塀の高さが1.2m超の場合）	・基礎の根入れ深さが20cm以上	32
劣化・損傷の状況	著しいひび割れ、破損又は傾斜	著しいひび割れ、破損又は傾斜	41
合計			57

※2 1施設につき、複数の判定基準を満たさないものがあるため、合計と内訳の計が一致しない。

3 今後の対応

本日から、一級建築士などの資格を有する者による現地調査を行い、実態を把握した上で、法令の基準との不適合の状況や劣化・損傷の状況に応じた対策を検討する。

【参考】県立学校別の状況

(単位：施設)

区分	ブロック塀等※1 の有無	適※2	不適※2,3		判定困難※4
			耐震対策※3	劣化・損傷※3	
広島皆実高等学校	○		○	○	
広島国泰寺高等学校	○		○	○	
広島観音高等学校	○		○	○	
広高等学校	○		○	○	
呉宮原高等学校	○		○	○	
呉三津田高等学校	○		○	○	
三原高等学校	○		○	○	
三原東高等学校	○		○	○	
尾道東高等学校	○		○	○	
尾道北高等学校	○		○	○	
福山誠之館高等学校					
福山葦陽高等学校	○		○	○	
海田高等学校	○		○	○	
音戸高等学校					
廿日市高等学校	○		○	○	
大竹高等学校	○		○	○	
佐伯高等学校					
大柿高等学校	○		○	○	
可部高等学校					
加計高等学校					
〃芸北分校					
千代田高等学校	○		○	○	
吉田高等学校	○		○	○	
向原高等学校	○		○	○	
賀茂高等学校	○		○	○	
竹原高等学校	○		○	○	
忠海高等学校	○		○	○	
御調高等学校	○		○	○	
世羅高等学校	○		○	○	
松永高等学校	○		○	○	
沼南高等学校	○		○	○	
府中高等学校	○		○	○	
油木高等学校					
上下高等学校	○		○	○	
三次高等学校	○		○	○	
庄原格致高等学校	○		○	○	
東城高等学校	○		○	○	
瀬戸田高等学校					
賀茂北高等学校	○				○
日彰館高等学校	○		○	○	
黒瀬高等学校	○		○	○	
安芸高等学校					
五日市高等学校					
河内高等学校					
安古市高等学校	○		○	○	
大門高等学校	○		○	○	
福山明王台高等学校	○		○	○	
高陽高等学校					
熊野高等学校					
広島井口高等学校	○		○	○	
豊田高等学校					

(単位：施設)

区分	ブロック塀等※1 の有無	適※2	不適※2,3		判定困難※4	
			耐震対策※3	劣化・損傷※3		
安西高等学校						
安芸府中高等学校						
神辺旭高等学校						
府中東高等学校						
廿日市西高等学校						
祇園北高等学校						
高陽東高等学校	○		○	○		
呉昭和高等学校						
湯来南高等学校						
安芸南高等学校						
西高等学校	○		○	○		
東高等学校						
広島工業高等学校	○		○	○		
福山工業高等学校	○		○	○		
呉工業高等学校						
三次青陵高等学校	○		○	○		
宮島工業高等学校	○		○	○		
神辺高等学校	○		○	○		
西条農業高等学校	○				○	
庄原実業高等学校	○		○	○		
尾道商業高等学校	○		○	○		
広島商業高等学校	○		○	○		
呉商業高等学校	○		○	○		
福山商業高等学校	○		○	○		
西城紫水高等学校						
大崎海星高等学校	○		○	○		
戸手高等学校	○		○	○		
因島高等学校	○		○	○		
芦品まなび学園高等学校	○		○	○		
広島高等学校	○		○	○		
総合技術高等学校	○		○	○		
広島叡智学園高等学校						
広島中央特別支援学校						
広島南特別支援学校	○		○	○		
尾道特別支援学校						
〃しまなみ分校						
広島特別支援学校	○				○	
福山特別支援学校	○		○	○		
西条特別支援学校						
広島西特別支援学校						
廿日市特別支援学校						
福山北特別支援学校						
三原特別支援学校						
呉特別支援学校						
庄原特別支援学校						
広島北特別支援学校						
沼隈特別支援学校						
黒瀬特別支援学校						
呉南特別支援学校	○		○	○		
広島中学校						
広島叡智学園中学校						
県立三次中学校						
合計	60	0	57	57	41	3

※1 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀

※2 1施設につき、複数の塀があり、部分的に「不適」の箇所がある場合も「不適」に区分している。

※3 1施設につき、「耐震対策」と「劣化・損傷」いずれも「不適」のものがあるため、合計と内訳の計が一致しない。

※4 鉄筋補強の有無に応じて判定基準が異なるが、緊急点検の時点ではその有無が確認できなかったことから、適・不適の判定が困難であったものなど

【参考】市町による市町立学校施設のブロック塀等*の点検状況(6月末現在・聴き取り)

※ 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀

(1) 施設種別ごとの状況

(単位:施設)

区分	対象 施設数	点検結果					調査中
		適	不適 ^{※1}	判定困難 ^{※2}			
				耐震対策 ^{※1}	劣化・損傷 ^{※1}		
幼稚園	58	45	3	1	2	9	1
小学校	470	329	48	44	12	57	36
中学校	231	173	18	17	2	14	26
義務教育学校	3	1	2	2	0	0	0
高等学校	12	9	1	1	0	1	1
中等教育学校	1	1	0	0	0	0	0
特別支援学校	1	1	0	0	0	0	0
合計	776	559	72	65	16	81	64

※1 1施設につき、「耐震対策」と「劣化・損傷」いずれも「不適」のものがあるため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

※2 鉄筋補強の有無に応じて判定基準が異なるが、緊急点検の時点ではその有無が確認できなかったことから、適・不適の判定が困難であったものなど

(2) 団体別の状況

(単位:施設)

区分	対象 施設数	点検結果					調査中
		適	不適 ^{※1}	判定困難 ^{※2}			
				耐震対策 ^{※1}	劣化・損傷 ^{※1}		
広島市	235	186	0	0	0	49	0
呉市	64	0	0	0	0	0	64
竹原市	13	10	3	2	1	0	0
三原市	40	38	2	2	0	0	0
尾道市	50	11	10	10	0	29	0
福山市	124	115	9	9	0	0	0
府中市	10	3	7	7	0	0	0
三次市	34	27	7	7	2	0	0
庄原市	26	20	6	6	0	0	0
大竹市	7	5	2	2	2	0	0
東広島市	54	48	6	4	2	0	0
廿日市市	28	26	1	1	0	1	0
安芸高田市	17	14	3	3	0	0	0
江田島市	11	8	3	1	2	0	0
府中町	7	5	2	2	2	0	0
海田町	6	4	2	2	1	0	0
熊野町	6	1	3	3	2	2	0
坂町	4	2	2	2	0	0	0
安芸太田町	7	7	0	0	0	0	0
北広島町	13	13	0	0	0	0	0
大崎上島町	6	4	2	0	2	0	0
世羅町	7	6	1	1	0	0	0
神石高原町	7	6	1	1	0	0	0
合計	776	559	72	65	16	81	64

※1 一施設につき、「耐震対策」と「劣化・損傷」いずれも「不適」のものがあるため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

※2 鉄筋補強の有無に応じて判定基準が異なるが、緊急点検の時点ではその有無が確認できなかったことから、適・不適の判定が困難であったものなど

II 私立学校施設（環境県民局）

資料提供	
日時	平成30年7月3日（火）
担当者	学事課 豊原
内線	2757
直通電話	082-513-4496

1 経緯

- ・6月18日 大阪府北部を震源とする地震により、児童がブロック塀の下敷きとなり死亡した事案が発生
- ・6月19日 県内の私立学校に対し、各学校の施設・設備の点検等を要請

2 集計結果

区分	対象学校数	修繕等を要する施設 がある箇所数	【内 訳】	
			ブロック塀	その他
幼稚園	166	55	38	23
小学校	7	19	16	7
中学校	24			
高等学校	39			
計	236	74	54	30

※ 「修繕等を要する施設がある箇所数」は、小中高等学校を併設している場合は重複するため、学校数ではなく箇所数としている。

※ 「その他」とは、遊具、法面、倉庫などの学校施設。

※ 一つの学校で「ブロック塀」と「その他」の両方において修繕等を要する施設がある場合は、それぞれに計上しているため、合計と内訳の計が一致しない。

3 今後の対応

- 危険性が疑われる施設・設備については、緊急の対応として注意喚起等の安全対策を行うよう要請している。
- 今回の報告内容において、各学校の判断により、それぞれの状況に応じた対策を検討しているが、既に撤去や修繕などの具体的な対策を開始しているところもあり、今後の対応状況について把握していく。

Ⅲ 児童福祉施設等（健康福祉局）

資料提供 平成30年7月3日 課名 安心保育推進課 担当 仁井 電話 082-513-3174 内線 3180	資料提供 平成30年7月3日 課名 障害者支援課 担当 岩崎 電話 082-513-3158 内線 3160
--	---

1 経緯

- 平成30年6月18日 大阪府北部を震源とする地震発生
 6月19日 児童福祉施設等を対象とした危険箇所等の点検を市町等に依頼
 6月29日 点検結果回答締切

2 点検結果

（平成30年7月2日現在）

施設種別	対象 施設数	修繕等を要する 施設数	【内訳】	
			ブロック塀	その他
保育所	568	34	20	15
認定こども園	134	6	6	1
放課後児童クラブ	672	3	3	0
障害児通所支援事業所	426	24	6	19
合計	1,800	67	35	35

※ 1つの施設で「ブロック塀」と「その他」の両方に修繕等を要する場合は、それぞれに計上しているため、合計と内訳の計が一致しない。

※ 「その他」とは、ブロック塀以外の施設の設備や近隣の建物の看板や水路などの危険箇所。

※ 保育所、認定こども園については、20市町が回答（福山市、三次市、海田町が調査中）

放課後児童クラブについては19市町が回答（広島市、福山市、三次市、海田町が調査中）

3 今後の対応

- ☛ 報告のあった施設の危険箇所については、緊急の対応として児童が近づくことがないように各施設において注意喚起等の安全対策を行っている。
- ☛ 報告のあった危険箇所については、建築基準法違反や危険の度合いなどの精査を行い、安全の確保が図られるように指導を行うなど、状況に応じた対策を検討する。